

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和41年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 通則（第1条～第10条）
- 第2章 会議及び規律（第11条～第18条）
- 第3章 公聴会（第19条～第24条）
- 第4章 参考人（第24条の2）
- 第5章 記録（第25条）
- 第6章 補則（第26条）

附則

第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

別表総務建設常任委員会の項所管事項の欄中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月19日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 吉 川 重 雄